

令和8年5月22日
総合政策局
モビリティサービス推進課

地域のレンタカー・施設送迎車両活用への支援を実施します！ ～令和8年度「地域輸送資源活用推進事業」の選定について～

国土交通省では、インバウンド含む観光客の観光地における「観光の足」確保に向けた既存のレンタカーや地域の施設送迎車両等を有効活用するシステム・機器等の導入取組を推進するため、令和8年度「地域輸送資源活用推進事業」の公募を行い、6件の事業を選定しました。

○令和8年度「地域輸送資源活用推進事業」は、インバウンド含む観光客がレンタカーや施設送迎車両などの地域の輸送資源を活用し、駅・空港等の交通結節点において、安全な利用に配慮しつつ、シームレスに観光地にアクセスできる環境整備に向けたシステム・機器等の導入を支援するものです。

○国土交通省では、地域における既存の輸送資源を有効活用する取組を推進することで観光二次交通を確保しつつ、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑止対策等、地域の観光における課題の解決を推進していきます。

【選定事業について】

No	申請主体	主な実施地域
1	TOPPAN株式会社	東京都大田区
2	株式会社イード	東京都渋谷区、兵庫県神戸市兵庫区
3	トヨタS&Dレンタシェア西東京株式会社	東京都福生市、青梅市、昭島市
4	株式会社エアスト	愛知県名古屋市中区、豊橋市、岡崎市、豊田市
5	株式会社トヨタレンタリース東四国	香川県高松市
6	株式会社トヨタレンタリース佐賀	佐賀県佐賀市、鳥栖市、武雄市

＜問合せ先＞

総合政策局 モビリティサービス推進課 水口、森田、瀬古

TEL : 03-5253-8111 (内線 54906、54914、54915)、03-5253-8980 (直通)

Mail : hqt-mobilityservice1002■gxb.mlit.go.jp

(メール送信の際は「■」を「@」(半角)に置き換えてください)